弁護医師の



法律ケミカル ピーリング

~一皮むけば「そうだったのか! | ~

田邉 早 (中村・平井・田邉法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)



法律・裁判・訴訟. むずかしい…って思っていませんか? 医師で弁護士でもある田邉先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議。 なんだかとっつきやすくなりました、どうぞお気軽に、お気楽に、読んでみてください!

医療訴訟の統計的概要

医療訴訟や医療安全に関しての講演を依頼されると、講師控え室で座長役の先生からよく聞かれるのが、 なんで弁護士になったのだということと、医療訴訟は増えているのかという質問である。 前者は長くなるので、 拙著『弁護医師®による医療訴訟とリスクマネジメント』(2008年、医療文化社)でも読んでいただきたい.

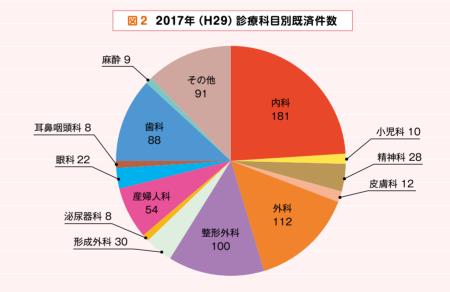
後者であるが、図1のグラフをご覧いただきたい、最高裁による統計資料から作成した図で、民事医療 訴訟の件数推移である。本稿では、数字は最高裁の統計数値による概数等で記載している。

増加傾向(年間100件くらいであった1970年ごろからみると、ずっと増え続けている)にあったものが、 2004年の1110件をピークとして減少に転じ、2010年ごろから再び微増に転じていることがわかる.



この動きは、じつは年間10万件以上ある(あった)過払い金請求訴訟と逆の動きをしている。簡単に報 酬が見込める過払い金請求訴訟に多数の弁護士が参入したために、手間のかかる割には勝訴率の低い医 療訴訟が敬遠されたのが原因と分析している、過払い金訴訟の推移などは最高裁の統計などで検索できる ので一度見比べられるとよい.





診療科別で医療訴訟の内訳を見ると、内科が最も多い(図2)、一時は産婦人科の脳性麻痺事案が猖獗 を極めたが、産科医療補償制度が2009年1月に発足してから減少した.しかし、同制度は、原因分析報 告書が産婦側にも渡されるので、これによる訴訟もたびたび起こっている(高知地方裁判所判決平成28年 12月9日判決 判例時報2332号71頁など). 美容診療のうち、美容皮膚科領域は皮膚科の事件として最高 裁も扱っているようであるが、美容整形手術の領域では形成外科標榜医が行えば形成外科、美容外科医が 行えばその他に分類されるとのことである。ちなみに麻酔科の事案が少ないのも、手術事案であれば、外科 や婦人科などの執刀を行う診療科の過誤も通常は問われるために、主な争点が麻酔の問題であっても執

114 BEAUTY #2 Vol.2, No.1, 2019 BEAUTY #2 Vol.2, No.1, 2019 115